

議案第 6 号

富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が施行されたことに伴い、延滞金の割合等の特例について関係する規定の整備をするとともに、保険料に係る減免申請期限の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市介護保険条例の一部を改正する条例

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「前7日」を削る。

第11条第2項中「第38条第1項第2号」を「第39条第1項第1号」に改める。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第10条第2項及び第11条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。